

総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>1. この約款は、お客様が株式会社 <u>CONNECT</u> (以下、「当社」といいます。) との間におけるスマートフォンアプリ又はウェブサイト (以下、「アプリ等」といいます。) を利用して行う金融商品取引その他これに付随するサービス等 (第2条に定めるものをいいます。以下、総称して「総合取引」といいます。) を利用される際の取扱事項を定めるものです。</p> <p>2. (略)</p> <p>(口座の申込み)</p> <p>第3条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当社が定める指定金融機関にお客様名義の円普通預金口座 (以下、「指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座」といいます。) の開設</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(完全前受制)</p> <p>第18条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 買付余力がお客様の希望する買付注文金額に満たない場合には、発注に先立って不足する金額を指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座にご入金いただくこととなります。当該口座への入金を確認されると、速やかに当社のお客様口座に振り替えし、お預り金として管理します。</p> <p>3. (略)</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>1. この約款は、お客様が<u>大和コネク</u>ト証券株式会社 (以下、「当社」といいます。) との間におけるスマートフォンアプリ又はウェブサイト (以下、「アプリ等」といいます。) を利用して行う金融商品取引その他これに付随するサービス等 (第2条に定めるものをいいます。以下、総称して「総合取引」といいます。) を利用される際の取扱事項を定めるものです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(口座の申込み)</p> <p>第3条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 当社が定める指定金融機関にお客様名義の円普通預金口座 (以下、「指定金融機関の<u>大和コネク</u>ト証券専用口座」といいます。) の開設</p> <p>(7)～(9) (現行どおり)</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>(完全前受制)</p> <p>第18条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 買付余力がお客様の希望する買付注文金額に満たない場合には、発注に先立って不足する金額を指定金融機関の<u>大和コネク</u>ト証券専用口座にご入金いただくこととなります。当該口座への入金を確認されると、速やかに当社のお客様口座に振り替えし、お預り金として管理します。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行	改正
<p>(入出金)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>(1) 指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座を通じてする方法（「入出金連携サービス」といいます。）により行います。</p> <p>①当社にお客様口座の開設を申し込まれるお客様は、あわせて当社の提供する銀行代理を通じて指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座の開設の申込みを行っていただきます。</p> <p>②お客様が当社のお客様口座に対して金銭を預け入れる場合は、指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座へ振り込む方法により行うものとします。指定金融機関にて振込みが確認されると、速やかに当社のお客様口座へ振替えを行います。</p> <p>③お客様が当社のお客様口座から金銭を引き出す場合は、指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座へ出金のうえ、第 3 条第 2 項第 7 号にてあらかじめお届けいただいたお客様名義の出金先金融機関口座へ振り込む方法により行うものとします。なお、引き出しの手続き、受付時間及び受付金額は、当社が別途定めるところに従うものとします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 36 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項によりこの契約を解除する場合、当社のお客様口座及び指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座はあわせて廃止されます。ただし、税務上又は事務手続き上、全ての口座の廃止には相当期間を要する場合があります、全ての口座の廃止完了までの期間について総合取引他全てのサービスの停止措置を行います。</p>	<p>(入出金)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(1) 指定金融機関の <u>大和コネク</u>ト証券専用口座を通じてする方法（「入出金連携サービス」といいます。）により行います。</p> <p>①当社にお客様口座の開設を申し込まれるお客様は、あわせて当社の提供する銀行代理を通じて指定金融機関の <u>大和コネク</u>ト証券専用口座の開設の申込みを行っていただきます。</p> <p>②お客様が当社のお客様口座に対して金銭を預け入れる場合は、指定金融機関の <u>大和コネク</u>ト証券専用口座へ振り込む方法により行うものとします。指定金融機関にて振込みが確認されると、速やかに当社のお客様口座へ振替えを行います。</p> <p>③お客様が当社のお客様口座から金銭を引き出す場合は、指定金融機関の <u>大和コネク</u>ト証券専用口座へ出金のうえ、第 3 条第 2 項第 7 号にてあらかじめお届けいただいたお客様名義の出金先金融機関口座へ振り込む方法により行うものとします。なお、引き出しの手続き、受付時間及び受付金額は、当社が別途定めるところに従うものとします。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 36 条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項によりこの契約を解除する場合、当社のお客様口座及び指定金融機関の <u>大和コネク</u>ト証券専用口座はあわせて廃止されます。ただし、税務上又は事務手続き上、全ての口座の廃止には相当期間を要する場合があります、全ての口座の廃止完了までの期間について総合取引他全てのサービスの停止措置を行います。</p>

現行	改正
<p>(約款の変更)</p> <p>第 40 条</p> <p>この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 40 条</p> <p>この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに第 11 条の通知方法にてご通知します。</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2021 年 8 月 20 日</u>より施行されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>株式会社 CONNECT</u></p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より施行されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">大和コネクト証券株式会社</p>

以上